

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可(毎月一回發行)
經濟論叢 第四十四卷 第五號

神戶博士
還曆祝賀
記念論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和十二年五月一日發行

經
濟
論
叢

第四十四卷 第五號

(通卷第二百六十三號。禁轉載)

奉
呈

神戶正雄先生

執筆者一同

目次

滿洲移民の特異性と掃匪問題……………	法學博士 山本美越乃	一
農家の負債と負擔能力……………	法學博士 河田 嗣郎	一〇
現代社會學に於けるパレット社會學の地位……………	文學博士 米田庄太郎	三三
幕末の商稅論……………	經濟學博士 本庄榮治郎	三五
實際政策と政策原則……………	經濟學博士 作田 莊一	六九
『維新の詔』に於ける變革の國是……………	經濟學博士 石川 興二	九六
シュレーデルの王室金庫論……………	經濟學士 小山田小七	九七
アダム・スミスに於ける自由主義社會の理念的構造に就いて……………	經濟學士 中川與之助	一〇三
工場内勞働者教育事業の目的……………	經濟學士 大塚 一朗	一〇九
アフタリヨンの貨幣心理說に就いて……………	經濟學士 松岡 孝兒	一〇九
明治初年の官營産業に就いて……………	經濟學士 堀江 保藏	一〇九
財政學の基本問題……………	經濟學士 大谷 政敬	一〇九
取引所實物化論と短期清算取引の應用に就いて……………	經濟學士 今西庄次郎	一〇二
貨幣の中立性に關する一考察……………	經濟學士 中谷 實	一〇八
リストの國民生産力說……………	經濟學士 白杉庄一郎	一〇四
財政學と經濟政策論との交流……………	經濟學士 島 恭彦	一〇五

生産の構造と貿易	経済學士	松井清	三六九
租税の農業に及ぼす影響	経済學士	山岡亮一	三八六
再保険と共同保険との接近	經濟學士	佐波直平	三〇三
耕地管理組合に就いて	經濟學博士	八木芳之助	三五五
熊澤蕃山研究序説	經濟學博士	黒正巖	三三六
水産經濟學と其の課題	經濟學博士	蜷川虎三	三五二
輸入制限と國內物價との關係	經濟學博士	谷口吉彦	三六三
昭和の税制改革	經濟學博士	汐見三郎	三八五
自然利子論	文學博士	高田保馬	四〇七
財政學者の鐵道經濟に關する研究論著に就いて	商學士	武藤長藏	四四四
現段階に於ける租税體系	經濟學博士	土方成美	四七七
支那南北辨	法學博士	財部靜治	四九七
赤字公債の消化	經濟學博士	小島昌太郎	五三三

農家の負債と負擔能力

河 田 嗣 郎

一 序 言

農家の負債に關しては、從來種々論議が重ねられてゐるが、何だか今一つ問題の中心核子に觸れた純研究的なものが少いやうである。其の意味に於て研究的な問題の取扱を考へてみると、先づ以て農業信用若くは農業金融なるものゝ本質についての問題、即ち之を普通の資本主義的經濟に於ける一特殊金融方面として成り立たして置くことそれ自身が既に問題となり得るのであつて、農業なるものゝ本性と資本主義經濟機構との適合不適合に關する根本的研究と併せて、資本主義的信用若くは金融制度の一部面としての農業信用若くは金融なるものゝ存続の可能性と妥當性とに就いての研究が、必要と考へられる。

併し斯かる根本的な研究は暫く措くとしても、此際理論的にも實際的にも是非これを以て研究の出發點となさなければならぬことは、現在の資本主義的信用制度の下に於て、農家が現に既に負擔して居り、又將來も負擔するであらう借金の重荷と、其の利子の負擔とをば、農家の収益もしくは所得と比較してみても、其の重き負擔が、如何に農業經濟及び農家經營を壓迫してゐるか、尙又引いて農家生活を苦めてゐるかといふ點である。

此點を究明しないで、たゞ農家の負債が一國內合計に於て何程の額に上ぼつてゐるといふだけのことで、想像的に農家の之に依る苦みを考へ、その考を基礎として農家負債の整理の必要を論じ其の方策を講ずるのでは、甚だ以て非學究的であるばかりでなく、實は負債整理の政策を樹つべき理論的基礎も据はり得ず、問題はいつもたゞ常識的に取扱はれて、政策も間に合はせのものになつてしまふことを免れ難い。

仍て以下少しく、農家負債の實狀を其の業務收益及び一家所得との比較に於て、實證的に検討すると共に、併せて又農家の負債を整理するについての目標となすべき所のものに關して、一つには利子理論の上より、一つには又農家經濟の實狀より考察してみたいと思ふ。蓋し農家負債を所謂舊債元本に於いて切捨て又利子の引下げを行つて、之を新債に借替えしむるに就いても、其の切捨の限界を爲し引下げの程度を定むるものは、此の考察に依つて明かにせられる外はないからである。

たゞ我國については、實狀に關する調査材料の甚だ不備なることを遺憾とする。

二 農家負債と農業收益

農家の負債實額を見定めることは、負債各農家について綿密な調査を行ふにあらざれば爲し難い所であるが、それは謂ふべくして行ひ得べからざる所である。我國に於てはたゞ推定的な調査が爲されてゐるに過ぎない。それに依つて昭和七年の農務局調査として報告されてゐるものを見れば、總額四十七億一千七百萬圓となつてゐる。農家一戸當平均約八百三十七圓である。¹⁾

1) 農林省農務局編『本邦農業要覽』昭和十一年版九四頁

此の巨額の負債のために農家が負擔する年々の利子は、利子歩合がまち／＼であるために的確に之を知り難いが、一割未滿のもの最も多く、一割二分未滿、一割五分未滿、七分未滿これに次ぎ、一割五分以上のもの最も少くとせられてゐるから、假りに平均九分と見て四億二千五百萬圓であり、八分と見ても三億七千七百餘萬圓に及ぶ有様である。

此の莫大な利子負擔は、主としては農業生産の収益に依つて之を荷つてゆかなければならぬ譯だが、然らば本邦農業の収益は年額どれ位であるかといふに、農林省統計表に依り、米麥・食用農産物・繭・果實・蔬菜及花卉・工藝農産物・製茶・綠肥用作物・畜産物・果樹苗及桑苗を合計したる生産價額が昭和七年に於て二十三億九千五百萬圓と註されてゐる。³⁾ (統計年鑑の示す所では食用・園藝・工藝農産物總價額十八億六千三百萬圓となつてゐる)⁴⁾

此の總生産収益を擧げるに就いて、經營費として何程を要したるかゞ次に來る問題で、然も之れがわかり兼ねる。併し今農家の負債特にその利子負擔が、農家經濟をどれほど強く壓迫するかについて考へるには、總収益との比較を見るよりは純収益との比較を見るを可とするから、實地調査に基く見通しが附き兼ねるならば、推算して考へてみることも亦止むを得ない。その推算としては、農林省の行つた農家經濟調査に基く農業總收入對農業經營費の割合が大體四〇%見當と思はれるから、試にその割合として計算すれば、經營費は九億五千八百萬圓となり、從て之を總收入から差引いた純収益(所謂農業所得)は十四億三千七百萬圓になるわけである。

仍て今大體に於て我邦の農家は總計的に見て、年額十四億三千七百萬圓の所得で以て、前掲三億七千七百萬圓乃至四億二千五百萬圓の負債利子を荷つて行くわけである。前者は二割六分に當り後者は二割九分六厘に當る。

2) 同上
3) 同上、一六六頁
4) 第五十四回日本帝國統計年鑑85頁

尤も理論的には、農家の負債が全部農業々務上の負債であるならば、その利子は農業經營費の一項目として其中にこそ加へらるべきであれ、經營費を差引いた殘餘としての純收益（農業所得）と對比して之で以て荷つて行くべきものと考へらるべきではない。農業所得と對比せらるべきものは消費的負債の利子であらねばならぬ。

然るに實際に於ては、農家負債額の中から、生産的な理由に基くものと消費的な理由に基くものとを明瞭に區別することは出來難いのであるから、研究上に於ては之を二様に考へ、右掲の如く純收益と負債利子との比較を爲すことと併せて、今一つ總收益との比較を見るのもよいことである。その比較は二十三億九千五百萬圓に對する三億七千七百萬圓乃至四億二千五百萬圓であるから、歩合にして一割五分七厘乃至一割七分三厘に當る。

併し眞理は兩者の中間に在る。即ち負債は一部分は生産的理由により、一部分は消費的負債であり、双方を共に含んでゐるからである。

又生産的負債利子が、經營費中に於て其の一項目として、經營費全體に對して何パーセントに當る地位を占めるかを調べて見ることも肝要だが、之は上述の如く、農業經營費の總額すら判つてゐないのだから、検討して見るべきが無い。

唯だ何れにしても我邦農家の負債が莫大なもので、其の利子負擔が過重であり、總收益に比較してさへ一割五分以上に當り、純收益に比較すれば三割弱に及ぶといふ事實は、先づ以て十分に認識さるべき所である。

けれども此の状態は一九三〇年頃に於ける獨逸のそれにくらぶれば、まだ遙かによい方である。當時獨逸の實狀は實に甚しいものであつた。即ち同年七月一日現在の獨逸國農業負債の總額は百三十五億馬克と算せられ、之

を農業に投ぜられてゐる建物、生産的及不生産的資本の帳簿面額四百十一億馬克に比較すれば、大して過重な負擔とも見えないが、翻つて之を農業の純収益と比較して利子負擔との釣合を見れば、後者は前者を呑み盡して尙ほ足りないといふやうな慘憺たる有様である。尤もそれは經營規模の大小に依つて少からず其趣を異にし、概して小規模のものの方が堪え易い状況にはあるが、とにかく驚くべき状態であつた。試に地方區域別に依り之を示せば左表の如し。

經濟區域	獨逸農業の純収益と利子負擔 (一九二九—三〇年)		純収益に對する 利子負擔割合
	經營規模 (ヘクタール)	利子負擔 (ヘクタール當) 馬克	
東プロイセン	五〇—五〇	四五・一	一四一%
	五〇—二〇〇	四四・五	二二二
	二〇〇以上	四四・五	六三五
北獨逸	五〇—五〇	四〇・一	一五四
	五〇—二〇〇	五〇・七	二〇三
	二〇〇以上	五三・一	二六五
シユレジエン	五〇—五〇	四四・二	一四七
	五〇—二〇〇	六二・五	二〇二
	二〇〇以上	五七・九	二七六
南及西獨逸	五〇—五〇	二八・七	七四
	五〇—二〇〇	四三・六	一四一
	二〇〇以上	六二・一	二二二

5) Veröffentlichungen der Friedrich List-Gesellschaft, 5 Bd. Deutsche Agrar-politik, Teil 1. S. 545 ff.

此表に依つて見れば、同じ獨逸といつても經濟地域と經營規模の異なるに依つて、甚しき相違はあるが、一般的に利子負擔が遙かに純收益を超へ、特に東プロイセンの二〇〇ヘクタール以上の大經營に於ては、純收益は至つて僅少であるのに負債利子は重く、後者は前者の六倍以上に及んでゐることがわかる。これではどうにも農業のやつて行けやう筈はない。たゞ前にも一言したやうに、比較的小規模な經營に於ては純收益に對する利子負擔の割合も比較的軽い上に、尙ほ農家は其の業主及び一家の人々の勞賃収入もあるので、此等を加算すれば收益は利子負擔額よりも多く、生活は兎に角にやつて行ける有様であつた。其の狀況左表の如し。⁶⁾

利子負擔に對する純收益及勞賃収入合計額の割合

經濟地域	經營規模 (ヘクタール)	純收益及 勞賃収入額	利子負擔割合
東プロイセン	五—五〇	八九 <small>馬鹿</small>	五一%
	五〇—二〇〇	四三	一〇五
北獨逸	五—五〇	一〇〇	四〇・一
	五〇—二〇〇	四五	一一二
シュレジエン	五—五〇	一三八	三二
	五〇—二〇〇	五〇	一二五
西獨逸	五—五〇	二二八	一二・六
	五〇—二〇〇	九五	四六

即ち五ヘクタール乃至五十ヘクタールの小規模經營者に在つては、負債利子は純收益及び勞賃収入の一割二分

6) ditto

にしか當らぬのから、最も多きも五割一分に及ぶに過ぎない。これとても固より決して軽い負擔ではないが、とにかく生活上に用ゐる得べき餘剰が何程か残されるだけましである。

次に尙ほ立入つて考ふるに、すべて上に説く所は、我國の狀況にしても獨逸の狀況にしても、農業生産の收支計算上より見たる純収益と利子負擔との比較であるが、併し利子は農業生産物が販賣されて得られたる金錢收入から支拂はなければならぬものであるから、農産物中販賣せらるゝものゝ賣上代價額と利子負擔との比較を爲すことは、大切であらねばならぬ。此の比較を先づ獨逸について見れば、左表の如く示されてゐる。

獨逸農産物販賣價額と利子負擔との比較 (歩合)

年次	東プロイセン		シユレジエン		北獨逸	
	販賣價額 百萬馬克	利子負擔 %	販賣價額 百萬馬克	利子負擔 %	販賣價額 百萬馬克	利子負擔 %
一九二四—二五	二六二	一六・三	七〇一	六・一	九二六	八・二
一九二五—二六	三三三	二二・四	六九	八・四	一〇三二	一〇・〇
一九二六—二七	三五七	二〇・〇	六四	九・七	一一五五	一一・三
一九二七—二八	三九九	二二・〇	九四三	一〇・〇	一〇九九	一〇・七
一九二八—二九	四三三	二二・四	九四	一一・六	一二六五	一二・八
一九二九—三〇	四五〇	二二・〇	九六	一一・四	一三〇三	一二・四

即ち利子負擔は販賣價額に對し多きは年により二二%強に及ぶ地方もあるが、少きは八%に過ぎないものもある。併し少いと思ゆる地方と雖ども、かなり重い利子負擔に任せざるを得なかつた状態が窺ひ得られる。⁸⁾

之と同様の比較を我國に於ても試みたいのであるが、悲哉材料が備はつてゐない。たゞ前に述べたやうに農家

7) do. S. 547
 8) 尙ほ獨逸全體的に見た農産物賣上價額と利子負擔との比較については拙稿「獨逸の農業負債整理」(大阪商科大學經濟研究年報第十號所載)を参照せられたし。

負債の利子負擔年額三億七千七百萬圓乃至四億二千五百萬圓に對し、左表重要農産物販賣收入表を比較して考へてみることを以て、暫く満足する外はない。

我國重要農産物販賣收入 (東洋經濟新報社調) (單位百萬圓)

年次	米	蕎麥	小麥	大麥	裸麥	計
昭和四年	八三・三	六五・〇	六〇・五	一三・三	一九・〇	一、六二・〇
五年	六七・二	三四・二	四八・九	一〇・一	一三・〇	一、〇七・四
六年	四七・一	二七・六	三六・二	八・五	一〇・四	八〇一・四
七年	六八・三	二九・八	四六・七	七・四	九・八	一、〇四九・〇
八年	八九・五	五〇・一	八三・三	八・八	一一・一	一、四九三・七
九年	六七・七	二三・八	九二・五	一〇・二	一四・三	九九一・五
一〇年	(A) 八九・二	三九・八	一一〇・九	一一・七	二〇・四	(A) 一、三二・〇
	(B) 八二・九					(B) 一、二八一・七

但し(A)は石二十八圓 (B)は二十七圓として計算

因みに米、蕎麥、小麥の總價額は農林省統計掲載の全農産物價額のうち、昭和四年に於て、七割六分を占む。

假りに販賣價額を百二十億圓とすれば、利子負擔は約三・二%乃至三・五%見當であり、販賣價額を百五十億圓と見れば、利子負擔割合は、二・五%乃至一・八%に當ることになる。何れにしても獨逸農業の負擔する歩合よりは遙かに低いことが察せられるが、我國の農業をれ自體としては、相當重い利子負擔であることを否み難い。

三 農家所得と負債

農家の負債と負擔能力

前節に示す所は、農業を國內全體的に見て其の利子負擔の重さの程度を考へたのであるが、問題は斯くの如き見方を以てしては十分に核心に觸れることが出來難い。必ずや之と同時に、農家各個の經營上より検討する所がなくはならぬ。

此の検討は負債のある各農家について一々之を試みなくては、真相を捕へ難いのだけれど、それは到底出來得べきことでないから、暫く所謂農家經濟調査に表はれた所に従つて、真相の一斑を窺ふことにする外はない。

先づ農家の經濟調査について見るに、昭和七年に於ける收支計算は左表の如き有様であつた。⁹⁾

	自作農	自作農	小作農	小作農
本業 収入	八五一・二五 ^円	八六九・九七 ^円		八四九・五八 ^円
兼業 収入	一二八・四三	一二〇・四九		一二二・〇二
家事 収入	三九・八四	三四・一四		二八・八五
計	一、〇一九・五二	一、〇二四・六〇		一、〇〇〇・四五
本業 支出	三〇七・〇三	三八〇・八四		四五二・〇九
兼業 支出	九・七〇	一一・〇〇		一〇・五〇
計	三一六・七三	三九二・八四		四六二・五九
収支 殘高	七〇二・七九	六三一・七六		五三七・八六
本業のみとすれば	五四四・二二	四八九・一三		三九七・四九

斯かる收支計算である所へ以て來て、負債の額は昭和七年度末に於て、自作農七六三・七一、自小作農七四二・七、三小作農五〇三・五九となつてゐる。假りに其の利子を八分とすれば自作農六一・一〇、自小作農五九・四二、

9) 農林省『農家經濟調査』

小作農四〇・二二九の負擔に任じなければならず、假りに利率九分とすれば自作農六八・七三、自小作農六六・八五、小作農四五・三二の負擔となる。大體負債の額が、一家所得（收支殘高）に似て居り、やゝ之を超過する有様なので、利子負擔の一家所得に對する割合は、ほとり利子歩合に近く、やゝ之より重い實狀である。即ち所得の八、九分、粗雜に謂つて一割近いものを利子として負擔する割合である。前節に示した所よりも其の割合が遙かに重くなつて來ることを注意すべきであつて、此方が實地狀態に近いことは言を俟たない。

右は利子負擔を推定に基いて比較計算してみたのであるが、次に實地調査に表はれたる所を見る。農林省が昭和八年度に於て中位の自作、自小作、及小作農合計三四二戸について調査したものである。¹⁰⁾ 一戸當平均額について示す。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
農業總收入	一、〇二・九八 ^円	一、〇〇三・八五 ^円	九四〇・五〇 ^円	九八五・四四 ^円
農業經營費	三四五・二三	四三一・六二	四八五・〇八	四二〇・六四
差引農業所得	六六六・七五	五七二・二三	四五五・四二	五六四・八〇
兼業所得	一二五・八四	一一四・〇五	一一一・三〇	一一〇・四〇
家事收入	四五・五六	三七・〇五	四〇・〇一	四〇・八八
所得合計	八三八・一五	七二三・三二	六一六・七三	七二六・〇八
負債利子	一四・六四 ^円	一七・七四 ^円	一〇・六一 ^円	一四・三三 ^円

此の調査農家の負債利子は農業經營費中に計上されてゐる。其額及びそが經營費合計額に對する歩合を示せば左の如し。

農家の負債と負擔能力

10) 大原社會問題研究所『日本勞働年鑑』昭和十一年版より採録

農家の負債と負擔能力

二〇

對經營費歩合	四・二四%	四・二一%	二・一九%	三・四一%
--------	-------	-------	-------	-------

此表に依つて見れば、利子負擔は極めて軽いこととなる、然し此の調査に計上されたるものは經營費中の一項目となつてゐる所から察して、たゞ生産的な目的の爲めにされた負債の利子のみに限られてゐると見るべきであることを忘れてはならぬ。

仍て更に同調査に表はれたる一戸當平均負債金額を、其の起債目的別に依つて示せば左の如し。¹¹⁾

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
農業用負債	三五二・二五	三九二・七八	二二一・九二	三二二・三一
兼業用負債	一一・九〇	五・四七	〇・〇八	五・八二
家事用負債	三五八・〇八	三六二・六一	二七五・九六	三三二・二二
合計	七二二・二三	七六〇・八六	四九七・九六	六六〇・三五

見るべし、農家の負債は業務用のものよりは却つて家事用のものが多いのであつて、其狀特に小作農に於て顯著である。そして負債の實狀此表の如くなりとせば、其の負債額は前節に之を示した所と大差なく、從て其の利子負擔の額及びそが農家所得に對して占むる歩合も、大體似たものと推定される次第である。

農家負債の原因が、農業上の理由よりも、却つて家事上の理由に依る消費的負債の方が多しことは、諸々の調査に照して之を窺ふことが出来る。¹²⁾

昭和九年農家經濟調査によれば、同年末農家負債額平均六一四圓で、就中農業負債二九四圓、農業外負債三九一圓であつた。即ち後者が五二%を占めてゐる。

11) 同上、八三頁

12) 改造社『日本農業年報』第九輯農業金融問題一〇頁參照

尙ほ我國農家の負債狀況を實情的に今少しく的確にせんが爲めに、福岡縣農會の調査にかゝるものを摘録すれば、左表の通りである。¹³⁾

調査

1 場所 福岡縣八女郡

2 日時 昭和八年三月一日より九年二月末日

3 農者種別 小作農但し當該町村農家一個當り平均耕作段別の七割以上十五割以下のもの

4 家族 親子四人

5 農業用地 所有地一反五二八 借入地一二反九〇五 計 一四反五〇三

6 負債額 借入金 一、二九〇圓三〇 賴母子講掛戻額 一四〇圓、其他〇・八五圓 計一、四三一圓一五

(但し現金貯金其他として一〇三圓〇八を所有す)

現金収入支出一覽

農業収入	兼業収入	其他収入	特別収入	計
五九・三三	三三・七七	六五・〇三	七二・六	七六五・六一

農業支出	家計費	兼業支出	租稅負擔	負債利子	特別支出	計
一八九・七三	二六・三六	〇・五	二四・四一	二二・元	一七六・三六	七六四・五九

以上よりして

- 1 負債利子が總収入に對する割合 一四・六%
- 2 特別支出(講掛金、借入金返済其他)を併せたるものゝ總収入に對する割合 三七・七%
- 3 負債利子が純収入(總収入中より農業支出、家計費、租稅、兼業支出を差引けるもの)に對する割合 三八・八%

我國の小農が如何に重き利子負擔に苦みつゝあるかを知るに足るであらう。これでは到底やつて行けやうが無いたのであつて、家計費二六一圓に對して利子負擔が一十二圓といふのでは、實に目もあてられぬ狀況である。

農家の負債と負擔能力

次に参考の爲めに獨逸の甚しかりし頃の状況を見るに、一九二九—三〇年度に於ける農家収入に對する支出と、負債利子と、短期負債(之を併せ考へることは重要である)との對照左表の如し。¹⁴⁾

東獨逸農業收支比較 (單位百萬馬克)

借方		貸方	
經常支出	二三一二	收入	二七九四
負債利子	四〇九		
短期債	一五五六		
合計	四二七七		二七九四

負債利子の收入總額に對する割合は正に一四六%に及んでゐる。

尙ほ經營規模の大小に區別して之を見れば

經營規模 (ヘクタール)	收	支	經常支出及 負債利子	短期債
五—一五〇	一二三二	一一〇五	六二八	
五〇—二〇〇	四五九	四七〇	二九四	
二〇〇以上	一一〇四	一一四六	六三四	

其の慘憺たる状況を察することが出来る。之では農家負債を辨濟すべき見込の無いのは勿論のこと、利子の支拂すら出來難い實狀である。

四 農家の負債と償還能力

14) op. cit. (Deutsche Agrarpolitik, Teil I). S. 550 ff.

以上示す所に依つて、現在我國に於ても、將又大インフレーション後の獨逸に於ても、農民は實に夥しき借金を負ひ、其の金額は、全國的に之を見ても到底農業生産力を以てしては銷却し得べからざる巨額に上ほり、又之を各農家に就いて見れば、其の農業収益を以てしては勿論のこと、之に兼業收入及び家事收入を併せたる一家の總收入を以てしても、所詮償還し得べき見込のないほど多額に上ほつてしまつて居ることがわかる。従て其の利子も亦之を年々の農家收入より支拂ふことが出来ないで、強いて之を拂へば一家の生活費に差支へ、生活費を支辨すれば利子を満足に拂つては行けない状態に陥つてゐるのである。併し農民も人間である以上生活はして行かなければならぬから、つまりは利子支拂が出来兼ねることになり、その不足を補ふ爲めに又新たに借金して、新負債の中から利子を拂ひ、利子を拂ふ爲めに益々負債が増加するといふのつゞきならぬ羽目に陥つてしまつたのである。實に近年に於ける農家負債の増加は此の事情に基く所多く、農家はたゞ負債の利子支拂の爲めに働くといふ實狀を呈し、文字通りに利子奴隷たる境地に陥入したのである。

斯かる状態は、啻に債務者たる農民を死地に喘がしむるのみならず、之は債権者側より見るも、決して其の權利の安全と實質的な權利内容を保障するものではあり得ない。元來農民が之に堪え之を支辨し得る能力以上の極端な過度負債に陥つてしまつてゐるのであるから、斯かる債権を有する者は、法律的には飽迄額面通りの權利を有するものであつても、經濟的實質的には、其の額面通りの辨濟を受け得ざるは勿論のこと、其の利子さへも満足には收取し得ないで、徒らに虚權を擁するに過ぎざるものである。

假りに其の權利を實行して擔保權を強制執行してみた所で、元來が擔保價格以上に出てしまつてゐる所謂過度

負債のことであれば、債權額の一部の辨濟だけしか之に依て受け得ないわけである。若し農民負債が全部完全な不動産又は動産を擔保として爲されたものであり、且又その負債額は擔保物の安全擔保力限度 (Mündelsicherheitsgrenz) を超えてゐるものであるならば、債權者の權利は右の如く不確實な虚權的なものになるわけはないのだが、其の擔保が元來不十分である上に、擔保物價格特に土地價格の下落する不況時に在つては、債權は擔保の有無に拘らず不確實なものとなるを免れ難い。而して事實上債務が擔保價格即ち安全擔保力限度に上ほつてゐればこそ、其所に過度負債といふことが問題となつて來るのである。

ましてや上に實狀について示すが如く、農家は其の一家の全收入を以てしても生活費を差引いて到底よく負債の利子を支拂ふことの出來ない状態に在り (特に獨逸の例を見よ)、又債權者が幾ら擔保物を強制賣却して見ても、満足なる辨濟を得ざる狀況に在ること、左表に示す獨逸の實例の如くなり¹⁵⁾とせば、債權者の權利が其の法律的な名義上と經濟的な實質上とに於て大いなる相違あり、權利が權利として確實な内容を持ち得ざるものになつてしまつてゐることは、否定するに由なきものである。

一九三一年前期に於ける獨逸農業經營強制執行成績

地 方	競賣されたる土地の負債額 (一ヘクタール當)	競 賣 價 格	債權者取得歩合
東プロイセン	九三〇 _{馬克}	六一二 _{馬克}	三四・二%
ブランデンブルク	一七七〇	八七〇	五一・〇
ポ ン メ ル ン	六三〇	三七一	四一・〇
シ ュ レ ジ エ ン	一四八〇	八八五	四〇・二

15) op. cit. S. 557.

シユレスウツク、	二六一〇	一二三八	五二六
ホルスタイン			
ニードル、ザクセン	三一五〇	一五七〇	五〇・一
バイエルン	二〇一〇	一一八〇	四一・二

従來の法律觀念を以てすれば、金錢の貸借は擔保然かも物上擔保を以て行はれ、その擔保物の價格の一定歩合（例へば六〇%）以内に於て債權額が定められて貸借が行はれさへすれば、債權者の權利は安全なものと考へられてゐる。これは農業金融の場合に限らず、苟も貸借の行はれる際には、一般的に廣く信じられてゐる所であるが、然し實際に於ては、決してさうと限つたものではないのである。それは、當該經濟方面が隆昌であつて、擔保物の價格は尻上りに年々騰貴して行く方面に於ては、その通りであるに相違ない。けれども近時の我國や獨逸其他の諸國の農業のやうに、その經濟狀態が一般に疲弊し、擔保物特に其の主要部分たる農地の價格は却つて年々下落するやうな實狀に在る所に於ては、物上擔保を伴ふ債權必ずしも安全確實ではあり得ない。

此事は十分明かに認識すべき所である。斯かる法律上の形式的權利は經濟上の實質的内容と相伴なうべきものなること、吳々も注意を要する。

茲に於てか、農家の負債と農家經濟との釣合を考へ、負債利子と農家の純收益若くは農家所得との釣合を考ふる場合には、そして農家負債をして農家經濟に對して適度を保たしめ、農家負債の利子をして農家所得に對して適度のものたらしめんと企つる場合には、従來のやうに、擔保物特に農地價格との比較を爲すことを止めて、新たなる見地を定め、農家負債の安全限度 (Mündelsicherheitsgrenz) を立つるに就いて、新たなる見解を取ること

の必要止むべからざるものあるを見るのである。

然らば其の新たな見解とは何ぞや。一言にして之をいへば、農家が眞に能く元本及び利子の辨濟を果し得べき能力限度を見定めるといふことである。そして之を見定めるには、農家が其の一家の収益中から、其の地方の普通にして健全なる習慣に従つて生活を爲すに要する生計費を差引いた上で、尙ほその負債の利子を支拂つて、然かもよくその負債元本の年賦的銷却を爲し得るだけのものゝ残る程度の負債限度を考へることにするのである。之は農家の生産的な負債についてのことであるが、若し我國の實狀のやうに、農家負債の中から生産的なものと消費的なものとを、やゝ明瞭に區別することが困難であるならば、一家の農業純収益と兼業純収益と家事収入とを合計したる一家所得の中から、右の意味に於ける生活費を差引いて、尙ほよく殘餘で以て負債の元利償還を爲し得る限度の負債額と見ることも亦止むを得ないであらう。要するに農家が普通の生活を爲しつゝ業務を繼續し得るだけのものを残して、其の餘分で負債元利の辨濟が出来るのでなくては、農家は負債の爲めに没落する外はなく、その程度以上の負債は、即ち之れ過度負債と見なければならぬ。そして其の利子負擔は重過ぎると見なければならぬのである。

此の新たな見解は一九三三年六月一日の獨逸國負債整理法 (Schuldenergelungsgesetz) の採用した所の負債整理の原則に於て之を見ることが出来ると思ふ。即ちその原則とする所は、負債せる農家の負債償還能力を見定め、其の能力限度まで既存の負債額及び利子負擔を引下げるといふことであつて、各負債農家に對しては、其の業務の經營全體としての價格 (Beitragswert) を見積り、その經營價格の三分二までを負債に對する安全擔保限度

と見、その限度にまで負債を切下げ、之を年利四分五厘に於て元利年賦償還の長期債に改めるのである。

即ち負債の安全限度 (Mündelsicherheit) を擔保物の價格に置かないで、經營價格に置かんとするものである¹⁶⁾。そして右掲獨逸の一九三三年六月一日の法律は、既存の農家負債の整理の爲めに造られたものであるけれども、之は農家が新たに負債を爲す場合についても、同様に適用あるものと見て何等差支ない。そして又此の安全限度が守らるゝならば、農家に取つても負債に多くの危険が伴はず、過度負債に陥る心配がなくてすむのみならず、貸主に取つても其の債權の安全性が實質的に保障され、農業負債を以て私的貸借として之に債權契約たる性質を帯びしむる限り、斯かる安全限度を確立することは、洵に適當な考といはなければならぬ。斯くてこそ初めて農家經濟と負債との釣合は取れ、農家所得と負債利子負擔との釣合も取れて、農家は其の程度の負債ならば、よく其の利子負擔にも任ずるを得るのみならず、其の負債が農業負債の原則に従つて長期濟崩法に依るものである限り、その元本償還をも爲し得ることになる。

此の制度に依る負債安全限度は從來の擔保農地價格の一定歩合に依る安全限度よりも、農業負債の性質によりよく合致するのみならず、我國の如く農業經營者中に小作農が多數に存在して、負債の擔保に土地を入れることの出来ないものに對しても、此の經營價格の一定歩合による負債安全限度制は、よく之を適用することが出來て結構である。要するに此の制度は農業金融上の一進歩を物語るものと謂はねばならぬ。

五 農家負債と利子理論

16) Max Sering, Deutsche Agrarpolitik auf geschichtlicher und landeskundlicher Grundlage, Leipzig 1934, S. 123.

今農家の負債について右の如き實地方策の取らるべきことを正當づける理論について考へてみるに、普通に行はれる利子理論としての生産力説 (Productivity theory) の如きを以てしては、到底當今の農家負債の金利を律し難く、特に其の限度を定むるが爲めの標準とは爲し難い。農業金利論としての全面的正當性を認め難いと共に、實地問題解釋の手引と爲すに足りない。即ち此説に従へば、利子は負債の元本を生産の目的を以て資本として使用した場合に、其が資本として有する生産力に應じて、換言すれば、投資されたるものゝ生産效果に應じて定まるべきものとせられる。そして彼の限界生産力説 (marginal productivity theory) の如きは、此の場合に利子決定の標準となるべき生産力とは、限界投資に於ける限界生産力だと説明する。

けれども元來農業に於ける生産上の利廻りは、現今甚だ低いのが實狀であつて、我國に於ては良くて三%か三・五%、不良なのは二%か二・五%にしか當らないとせられ、農産物價格の暴落した近時の實狀に於ては、平均的に見ても農業利廻は著しく低いのに、ましてその限界的なものを見ればお話にならぬほど低いものである。獨逸その他の諸國に於ても、事情に大差はない。然るに一方實際貸借されてゐる農家負債の利子歩合はといへば、上に縷々これを敘したやうに極めて高歩であつて、商工金融に於けるよりも遙かに高い。試に農林省の調査について見れば七分以上一割未滿のものが最も多く、一割二分未滿と一割五分未滿これに次ぎ、一割五分以上は最も少いとされてゐること既述の通りである。¹⁷⁾

これでは負債利子歩合と農業投資利廻りとは到底釣合ひこはないのだが、何分にも農業金融機關の不備なものと農業貸付が大部分長期信用なものと、農業への貸付資金の供給がとかく潤澤でないのと、其他種々な理由に依つて、

17) 詳細は拙著『社會問題體系』第八卷『農村問題』二四三頁以下参照

實際の貸借利率は斯くも高率なのである。

此の實狀を以てしては、彼の生産力説の如きは、農家貸借利子を説明するには殆んど用を爲さない。それは純粹に生産的に使用される貸借についての利子論であつて、その限りに於ては此の理論は結局妥當するものであるとしても、前に度々これを明かにしたやうに、我國などでは、農家の負債の中から生産的なものと消費的なものとを區別することは、一般的には事實不可能であり、たとへ負債當初の目的はこれを區別することを許すにしても、それは實地的には何の意味もないことで、實際使用された所に從て區別しなくては駄目なのだから、結局利子についての生産力説は、少くとも我國の農家負債の一般に關する限りは、適用され得ないものと見る外はない。たとへ適用されてもほんの觀念的な妥當性を有するだけのことであつて、實地問題を解釋し又實地に負債整理を行ふ場合などには、直接には用を爲し得ない。

けれども此の理論は、次に述べんとする債務者の利子負擔能力説 (can bear theory) の中には、觀念的に包含されたものであつて、債務者が一定額の利子を負擔し得る力は、結局は債務者の生産能力に待つ外はなく、その生産能力中には負債して用ゐたる資本の生産力も包容されてゐる筈だから、その意味に於ては、間接的には、利子理論として妥當性を有し、農業貸借も固よりその妥當性から除外さるべき筈はなく、負擔能力説が妥當する限り、生産力説も妥當するものである。併し此の見方に於ても尙ほ條件と制限を要することは忘れてならぬ所に屬する。即ちそれは用ゐられたる資本の生産力といった所で、實際には之を用ゐる農家の勞働の生産力と合致して表はれて來るに過ぎないもので、兩者を別々に考へることは出來難いものである。(從來これを觀念的に分析して別

々に取扱ふ風があつたが、それは誤謬である。勞働それ自身の生産力の定め難きが如く資本それ自身の生産力も定め難い。兩者の合致した働としての生産力のみが定め得られる。概念的にも實地的にも。従て此の意味に於ける生産力説の妥當性は部分的である。

特に我國の農家負債の如く、生産的なのと消費的なのとがごつちやにせられ、其の利子の支拂は、農業本業からの所得ばかりでなく、兼業所得も家事收入（家人が他から得る俸給、勞賃や其他を含む）を一切合計した一家所得で以て之を負擔して行く外はない實狀の下に於ては、其の負擔能力は種々の源から出て來て居り、借用資本が生産上に表はし來る效果なるものは（たとへ之を別個に考へ得たりとしても）この種々の源泉中の一を爲すに過ぎない。

茲に於てか農家負債の利子について、其の限度を定むべき妥當性を有する理論は、右の如き意味内容を有する所の債務者負擔能力説だといふことになる。此説は人のよく知るが如く、利子の決定は結局資本的な生産貸借にしても將又消費貸借にしても、之を借りて用ゐる人が、其の使用代償として之を支拂ひ得る能力に依つて爲される外はないと見るものであつて、利子發生の原因が那邊に存するに拘らず、貸借上の利子は之を支拂ふものゝ支拂能力に依つて定まることの如何ともし難きを信するものである。洵に、その決定の意味を利子負擔の限度と解するに於ては、此説は正當ならざらんと欲するも能はざる所で、支拂ふことの出來ない能力以上のものは、之を貸主に於て取立てんとするも結局その目的を達し難いことは明かだから、之を以て債務者の利子負擔限度と爲す外はない。

惟ふに利子に關する生産力説とか、制慾説 (abstinence theory) 又は貯蓄説とか、價值に關する時差説だ

とか稱せらるゝ所のものは、何れも利子の發生する原因や理由に關するものであつて、從て利子の決定についても説明を加へんとするものであるが、負擔能力説に至つては、此等の諸説の如く利子發生の原因や理由について考へるものではなく、専ら貸借市場に於いて定まるべき現實の利子額又は利率について、其の決定法則然かも最高限度としての決定法則を明かにするものである。然るに今農家の負債について、其の利子負擔を農家經濟上より種々の意味に於て検討せんとするに當つては、其の利子發生の原因や理由よりも、利子額の決定限度が問題であり、之を農業收益や農家所得と比較して見て、如何なる程度の利子負擔ならば、一國農業又は各農家の經濟は之に堪え得るかといふことを見極めんとするのが、其の研究の目的とする所である。されば理論的にも實際的にも負擔能力説こそは、茲に採用すべき妥當の説であらねばならぬ。

此の意味に於て今この負擔能力説の示す所から考へてみても、利子は結局農家の經營又は家計がこれを堪え得る限度に於て定めらるべきものと見る外なく、從て農家が荷ふべき負債元本の額も之に適應して其の最高限度を決定する外はない。つまり農業負債に於ける安全限度 (Mündelsicherheitsgrenz) は、農家の利子負擔能力限度より逆算して之を見定めるのを、最も妥當とするわけである。

この見地よりすれば、獨逸の前述一九三三年六月一日立法が、明確に農家の純收入より普通の生活費を引去りて尙ほその餘裕として之を支拂ひ得る限度の利子負擔能力 (Zinsleistungsfähigkeit) を考へ、之と農家業務の經營價格とを關聯せしめて、負債安全限度と爲す方針を採つたことは、甚だ當を得たるものといふべきである。そしてこの利子負擔能力以上に及ぶ利子を生ずべき負債は即ち所謂過度負債なりとして、將來の負債については此の限度を守らしめ、既存の負債(舊債)についてはその限度に之を引下げることによつて負債整理の業を行はんとし

たことも、適當の考に基く適當の處置といふべきである。即ち時の立法は當時一般の市場利子歩合に鑑みて農業負債の賦制償還元利率を四・五%と定め、之を右の農家の利子負擔能力限度及び農家の業務經營價格と照し合せて計算し、その額以上に上ぼる負債額は之を切捨て、舊債を其額の債務に改變し、新債務は長期割賦償還のものとして、以て整理を行ふことにしたのである。¹⁸⁾

其後獨乙に於てはナチス政權の樹立と共に、農業金融に關しては根本的に觀念を變革すべきものとなし、農業金融を從來の如く一般に涉つて私的貸借關係と爲すことを不可とし、之をやゝ公的な性質のものと改むると共に、農地を自由に擔保に供し、その價格を浮かして之を金融的に利用することを以て根本的に農地の本性に反するものとして禁止すべしと爲し、又農業負債を資本の貸借と見て其の利子(Nutzen)を考へることも適當でなく、利子支拂は須らく地代(Rente)支拂の性質のものと革めらるべきものと爲し、之を實現するに適する制度を樹てんと欲してゐることは、洵に注目と考慮に値するものである。¹⁹⁾ 然しその事は茲に本論文の考察せんとする所と直接には關係なく、本論文に於ては、冒頭に斷つて置いたやうに、農業負債を從來の私的貸借そのまゝのものとし、所謂農業信用(Agrarkredit)の範疇内に於て、その負債額と利子との負擔が、現在の(特に我國の)農業及び農家經濟に如何に重壓的なものであるかを見究め、之を適當限度のものとして爲すべきが爲めに、其の理論と實地方策の目標と爲すべきものとを明かにすることが、記述と論議の目的を爲すものである。(完)

18) Dr. G. Kokotkiewicz, Vergangenheit, Gegenwart und Zukunft des Agrarkredits, Berlin 1934, S. 16.

19) 詳しくは前掲拙稿参照